

●香川県告示第180号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があったので、同条第4項の規定によりその概要を次のとおり告示する。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年4月11日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 申請の概要

(1) 申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名

小豆郡小豆島町草壁本町572-32

株式会社亜味撰 代表取締役 竹本 三郎

(2) 事業場の所在地及び名称

小豆郡小豆島町草壁本町572-32

株式会社亜味撰

(3) 特定施設に関する事項

種	類	水産食料品製造業の用に供する洗浄施設	
能	力	毛取り洗浄機 100 kg/H 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後3日以内	
	工事完成予定年月日	許可後5日以内	
	使用開始予定年月日	設置日の翌日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続4時間使用	
排出さ れる汚 水等の 汚染状 態	項 目	通 常	最 大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物化学的酸素要求量 (mg/l)	250	350
	化学的酸素要求量 (mg/l)	100	180
	浮遊物質 量 (mg/l)	20	30
	窒素含有量 (mg/l)	2	2
	りん含有量 (mg/l)	0.1	0.1
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		1	1.34

種	類	水産食料品製造業の用に供する脱水施設	
能	力	回分式脱水施設 50 kg/H 1基	
工 期 等	工事着手予定年月日	許可後3日以内	
	工事完成予定年月日	許可後5日以内	
	使用開始予定年月日	設置日の翌日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		断続1時間使用	

排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度		5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (mg/l)	生物学的酸素要求量	1,800	2,500
	化学的酸素要求量 (mg/l)	1,200	2,000
	浮遊物質 (mg/l)	200	300
	窒素含有量 (mg/l)	25	40
	りん含有量 (mg/l)	2.8	5
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.2	0.2

種	類	水産食料品製造業の用に供する湯煮施設	
能	力	10~15 kg/日 1基	
工期等	工事着手予定年月日	許可後3日以内	
	工事完成予定年月日	許可後5日以内	
	使用開始予定年月日	設置日の翌日	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間		連続40分使用	
排出される汚水等の汚染状態	項目	通常	最大
	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
生物学的酸素要求量 (mg/l)	生物学的酸素要求量	5,000	7,000
	化学的酸素要求量 (mg/l)	3,500	5,500
	浮遊物質 (mg/l)	560	750
	窒素含有量 (mg/l)	10	15
	りん含有量 (mg/l)	1	2
排出される汚水等の量 (m <sup>3</sup> /日)		0.16	0.16

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

変更無し。

(5) 排出水の汚染状態及び量

排出水の汚染状態	区分	第1排水口	
	項目	通常	最大
の汚染状態	水素イオン濃度	5.8~8.6	5.8~8.6
	生物学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	化学的酸素要求量 (mg/l)	20	30
	浮遊物質 (mg/l)	20	30
	窒素含有量 (mg/l)	10	20

	りん含有量 (mg/l)	4	5
	大腸菌群数 (個/cm <sup>3</sup> )	2,000	3,000
排出水の量	(m <sup>3</sup> /日)	300	330

他に排水口が1箇所ある。

(備考) 今回新たに特定施設を設置するが、一部既設特定施設を廃止するため、排出水の量及び汚染状態並びに汚濁負荷量に変更はない。

## 2 縦覧の期間及び場所

### (1) 期間

平成20年4月11日から同年5月2日まで

### (2) 場所

香川県環境森林部環境管理課

小豆島町環境衛生課